

大津町における宿泊税の導入について

答 申 書

大津町長 金田 英樹 様

大津町における宿泊税の導入について、審議を重ね、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

- 1 将来にわたって大津町を滞在交流拠点である「現代の宿場町」として確立していくために、宿泊税の導入は適当である。
- 2 検討委員会で議論した様々な課題について、引き続き整理し、十分に検討しながら、拙速な導入とならないように対応していくことが必要である。
- 3 特に、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる旅行者の理解を得ることが重要であり、導入に当たっては、以下の取組等について実施することが必要である。
 - ・ 宿泊事業者等への宿泊税導入の目的、使途及び制度の丁寧な説明や意見聴取
 - ・ 宿泊事業者のシステム整備等の事前準備や旅行者への周知に必要な期間の確保
 - ・ 多言語のリーフレットや表示板等による周知広報

- 4 宿泊税を財源とする事業については、事業の効果を十分に検証し、施策の効果の最大化を図ることが必要である。
- 5 状況の変化に対応するため、課税の期間の終期に合わせて、外部有識者による定期的な見直しの仕組みを設けることが必要である。
- 6 熊本県とは引き続き十分に連携、協議しながら、丁寧に検討を進めていくことが必要である。

上記のほか、審議の内容については、付属の報告書のとおりです。

令和8年（2026年）7月8日

大津町宿泊税検討委員会

委員長 小林 寛子

副委員長 松永 幸久

委員 井寺 美穂

松島 嘉浩

山下 和貴

斎藤 陽子

緒方 正一